

ライフケアサポート情報誌

こもれび

K O M O R E B I



特集 高齢者虐待に対する取り組み



社会福祉法人 財団 済生会支部 鹿児島県済生会
済生会鹿児島地域福祉センター
〒890-0031 鹿児島市武岡5丁目51番10号
TEL.099-284-8250 FAX.099-284-8252
□ <http://www.saiseikai-kg.jp>

2019

vol.29

AUTUMN



人権と権利擁護について

済生会鹿児島地域包括ケアセンター長
済生会鹿児島地域福祉センター所長

吉田 紀子

錦秋の候、皆様にはますますご清栄のことと存じます。

本号では、高齢者の権利擁護、虐待防止をテーマに取り上げましたが、その根底にある人権と権利擁護についての基本的な理解をまず共有したいと思います。

人権(Human Rights)とは「人間が人間らしく生きるために生来持っている権利」とされています。

17世紀から18世紀にかけてヨーロッパで生み出された思想であり、ルソーによれば「人間は自己中心性による自己主張を続ければ対立が生じる。共に生きるためには互いの自由を認め、共に生きるために約束が必要。ここに権利が生み出される根拠がある。」と考えました。この思想がイギリスでは1689年のイギリス革命、権利章典に反映され、アメリカでは、アメリカ独立宣言(1776)に反映され、フランスでは1789年のフランス革命、人権宣言に反映され、さらに国際連合第3回総会採択の世界人権宣言(1948)や日本をはじめ各国の憲法に色濃く反映されていきます。

「人権」思想が日本に輸入されたのは幕末から明治初期にかけてアメリカに渡った福沢諭吉によるとされています。

福沢諭吉はアメリカ独立宣言を翻訳し、日本に紹介しました。アメリカ独立宣言には「すべての人は平等に造られ、その中に生命、自由および幸福の追求の含まれることを信ずる」と謳われており、諭吉は「学問のすすめ」の中で「天は人の上に人を造らず、人の下に人を造らず」と表現しています。

わが国における「人権」思想は1946年の日本国憲法において実を結びます。

日本国憲法では、特に、生きていくうえで最低限必要な権利を「基本的人権」として平等権、自由権、社会権がうたわれています。例えば、

第11条：…基本的人権は侵すことのできない永久の権利として現在および将来の国民に与えられる。

第13条：すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由、幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条：すべて国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により政治的、経済的または社会的関係において差別されない。

第25条：すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

その他にも、基本的人権として、自由にものが言えること(表現の自由)、お互いの合意だけで自由に結婚ができること(婚姻の自由)、教育を平等に受けられること(教育を受ける権利)、働く権利があり自由に職業が選べること(職業選択の自由)等が挙げられます。

さらに日本国憲法の下に社会福祉法、介護保険法、高齢者虐待防止法、障害者基本法、児童福祉法などの各法



により対象ごとの具体的な人権擁護がうたわれ、成年後見制度や日常生活自立支援事業等が実施されていますが、時代の変遷とともに、法制度や教育制度上や実施体制上未だ課題も残されています。

わが国は現在超高齢社会を暮進中ですが、高齢者の尊厳ある人生とは、自己決定できること、認知症や障害を有しても自分らしい人生が全うできること、さらに他者から人権や財産を侵されないことです。従って高齢者の人権や財産等の権利を守ることは重要なことです。

今後独居高齢者が益々増加することが予測され、認知症や失語症やうつなど判断能力やコミュニケーション能力が低下した場合にも家族、後見人や地域の支援が必要です。

そのために成年後見制度、日常生活自立支援事業、障がい者・認知症高齢者権利擁護事業障害者・高齢者権利擁護センター、特定援助対象者法律相談援助など種々の支援の仕組みがつくられています。

しかしながら高齢者の人権保護の観点からみると、近年、在宅や施設内において高齢者虐待が増加しています。

このことから、人間の基本的な人権や権利擁護の認識と浸透が未だ不十分であることが示唆され、特に幼少のころからの教育の在り方の見直しが求められています。

さらに、人権論や道徳論以前に、重要なことがあるのではないのでしょうか。

国民全般(専門職含む)に人間の健康・福祉・幸福に関する基本的な定義・人間観・生老病死観・死生観が不足し、かつその共有がなされていないことが考えられます。

人間は、からだ、こころ、霊性(スピリット)からなる社会的生命体であるという全人的人間観、こころの深いところや霊性の部分で皆繋がっているという生命観があれば高齢者はじめ他者の人権を傷つけることは自分の人権を傷つけることであることが理解できます。

全人的生命体としての人間と霊性(スピリチュアリティ)や死生観が深く理解されることで人権障害や虐待は減っていくであろうと思われます。そのためには、人権のうち「教育を受ける権利、特に全人的教育を受ける権利」が真に保証されねばならないと思われます。当センターの「共に生きる地域づくりボランティア育成講座」もそのような哲学による講座です。


高齢者や弱者のケアに携わることはまさに自己の人間性を問われている機会であることを認識できれば、高齢者等虐待は激減するでしょう。

今号では、このような認識のもと、施設および在宅ケアにおける虐待防止に取り組んでいる当センターの事例をご紹介します。

地域福祉センターでは、今後とも、ご家族や地域の支援者の皆様と高齢者等の人権擁護の理念を共有したより良いケアと地域貢献をめざしてまいりますので、どうかよろしくご願ひ申し上げます。



高齢者虐待に対する取り組み



今号では、「高齢者の権利擁護」、「高齢者虐待」について
鹿兒島地域福祉センターの取り組みについてご紹介します。

権利擁護とは、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方々などの権利の代弁・弁護を行い、安心して生活できるよう支援することで、だれもが、「ふつう（地域生活）」に、「自分らしく（自律生活）」、「みんなと暮らす（社会生活）」という当たり前の生活を守ることです。特に高齢者の人権や財産等の権利を守ることは、超高齢社会の日本においてことさら重要なことです。今後、独居高齢者が増加することが予測されること、さらに認知症や失語症など、コミュニケーションが困難な状態や、判断能力が低下した場合にも、家族や後見人の支援が必要となるでしょう。

では、高齢者の尊厳ある人生について考えてみると、自己決定できること、認知症となっても家族や地域が支えることで自分らしい人生が全うできること、さらに他者から人権や財産を侵されないと言えるでしょう。

高齢者の財産保護については、成年後見制度の利用が最も推奨されています。

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害のある方など判断能力が不十分な成年者の財産管理や身の回りの世話の手配等、代理権や同意権が付与された成年後見人等が行うことができる制度です。

具体的には、認知症などで自分で自分の財産管理や介護の手配ができなくなったときに、成年後見人に通帳、年金、不動産の管理、税金、公共料金の支払いなどの財産管理、要介護認定の申請、介護サービスの契約、老人ホームの入居契約などの介護・生活面の手配を代行してもらう制度です。認知症や知的障害、精神障害等を理由に判断が困難な場合には、補助人、保佐人、後見人をつけることができます。判断力が低下した場合に早期に申立てする必要があります。成年後見人の申立ては家庭裁判所にて行いますが、地域包括支援センターに相談することも可能です。成年後見制度の利用人数は、毎年増加傾向にあり需要が高まっています。制度施行時には成年後見人の8割は親族でしたが、2017年には3割弱になっています。親族の代わりとして、市民後見人や専門職の後見人が増えています。

高齢者の人権保護という観点から、「高齢者虐待防止法」があります。高齢者虐待防止法とは、在宅や施設内において、高齢者の人権を無視して、身体的への暴行、心理的な外傷を与える行為、養護の著しい怠慢、財産の不当な処分等を行うことです。高齢者の人権・利益を守るため、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、虐待を受けた高齢者の保護のための処置、擁護者の負担軽減を定めた高齢者虐待防止法（高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）が平成17年11月1日に国会で可決成立し、平成18年4月1日より施行されました。高齢者虐待の現状について、表の平成28年度厚生労働省が行った「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応現状等に関する調査結果」によると、虐待と認められ、市町村等による対応が行われた件数は、養介護施設従事者等によるものが452件あり、前年度より44件増加（前年比10.8%）しています。また、養護者によるものが16,384件あり、前年度より408件増加（前年比2.6%）しています。高齢者への虐待は10年連続最多を更新しています。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の種別・類型では「身体的虐待」が63.8%と最も多く、次いで「心理的虐待」が43.1%、「経済的虐待」が16.9%でした。

また、養護者による高齢者虐待の種別・類型では、「身体的虐待」が66.9%で最も多く、次いで「心理的虐待」が42.1%、「介護等放棄」が22.1%、「経済的虐待」が20.9%でした。

養護者による虐待の被害者は女性が77.4%で、年齢は80～84歳が23.8%、75～79歳が21.1%でした。目立つのが認知症の人の被害で、要介護認定者における認知症日常生活自立度2以上は69.9%で、要介護認定者における障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）A以上は70.1%でした。

高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律に基づく 対応現状に関する調査結果（平成28年度 厚生労働省）

	養介護施設従事者等によるもの ^{※1}		養護者によるもの ^{※2}	
	相談・通報件数	虐待判断件数	相談・通報件数	虐待判断件数
28年度	1,723件	452件	27,940件	16,384件
27年度	1,640件	408件	26,688件	15,976件
増減（増減率）	83件（5.1%）	44件（10.8%）	1252件（4.7%）	408件（2.6%）

※1：介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者

※2：高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

高齢者虐待防止対策は、予防が重要であることはいまでもありませんが、それには一般市民、関係者への啓発が欠かせません。高齢者虐待防止を実際に地域で行うために、平成18年度から市町村が設置する地域包括支援センターが通報受理機関になります。センターでは様々なメンバーによりネットワークが構築され、スクリーニングや支援会議を開き、虐待のケースの対策を検討し、実行します。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の問題は、不適切なケアの問題から連続的に考える必要があります。不適切なケアとは、不適切な介護・低い専門性、不適切なサービス、不十分なケア、不適切な関係等のことを指します。高齢者虐待の中にはグレーゾーンの行為があるため、不適切なケアの段階で発見していき、高齢者虐待に発展しないように、虐待の芽を摘む取り組みが大切です。

さらに生命に危険がある場合には地域包括支援センターや警察への通報が必要です。場合によっては措置制度の利用により緊急にショートステイの利用等をはかり、相談、助言を通じて介護者を支援する必要があります。経済虐待には成年後見制度（前述参照）の利用を推進することも有用な手段となります。虐待対策には相談助言が有効であり、加害者に対する支援が最も重要であることはいまでもありません。（参照：健康長寿ネット）

それでは、当センターでの施設や在宅での取り組み事例を交えながら紹介したいと思います。

特別養護老人ホーム高喜苑の取り組み

特別養護老人ホーム高喜苑では、身体拘束・虐待防止委員会を毎月開催し、主に身体拘束・虐待の事例検討や職員への周知方法の検討、年2回の身体拘束・虐待防止の研修会の企画、開催等の活動をしています。

「平成29年度高齢者虐待対応状況調査結果概要」（厚生労働省）によると、養介護施設従事者等による高齢者虐待の発生要因として、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が60.1%で最も多く、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」（26.4%）、「倫理観や理念の欠如」（11.5%）となっており、入所者様と直接関わることの多い介護職の介護技術の向上と人権に対する知識・意識の醸成が重要となっています。

そこで今年の研修会では、高齢者疑似体験セットを職員が装着し、思うように身体が動かせない不自由さを体験してもらいました。体を動かしたくても動かせない利用者様の気持ちも理解でき、利用者様のペースに合わせたケアの実施や、日頃の言葉使いにも変化があり、職員の意識の変化が見られました。

特養ではやむを得ない場合を除いては身体拘束を行わないことになっています。入所中のA様が、嚥下機能の低下から食事がとれなくなり、ご家族の希望で胃ろうを増設されました。入院中は、胃ろうを増設したばかりで違和感から手が伸びたのかもしれませんが、お腹や太もも付近にかき傷があり、そのためかミトンを使用していました。病院では治療が優先されるため、やむを得ずミトンを使用する場合がありますが、当苑では身体拘束に当たるとしてミトンは使用していません。そこで、退院に向けミトンを外すための方法を委員会で検討しました。ご家族は「別に使ってもいいよ。」とおっしゃいましたが、自由に動く手が動かせない拘束された状態のA様の気持ちを想像し、使用しない方向でご家族とも話し合いました。衣類を整えてしわを伸ばし、左手を布団の上に出して経過を見ました。現在もミトンは使用しておらず、管の抜去もかき傷もほとんど無く自由に手を動かす事ができています。

在宅でお越しのB様。ショートステイのお迎えの時に、ご家族が身体拘束とは知らずに車いすから足が落ちるとの事でタオルを使用して足を縛って待っている事がありました。ご家族に丁寧に説明を行い、どうして縛ってはいけないのかを理解していただき、ショートステイの利用となりました。

ミトンを使用すれば管の抜去や搔くこともなく安全なのかもしれません。足をタオルで縛ると落ちること無く安全かもしれません。しかし、実際にケアを受ける側に立って考え、身体拘束や虐待がもたらす弊害を介護に関わるすべての人達が理解して、入所者様の尊厳を護りながら安全に日々のケアを実践していきたいと思います。



高齢者疑似体験セット使用の様子

ホームヘルプステーション高喜苑の事例

厚生労働省では高齢者虐待を「身体的虐待」「介護・世話の放棄・放任」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」の5つに区分しています。厚労省が発表する資料によると、在宅における2017年度の養護者（家族や親族）による高齢者虐待は1万7,000件以上。把握できているだけでも、これだけの高齢者が虐待に苦しんでいるそうです。

また、高齢者虐待の特徴として、虐待している人に「虐待している」という自覚があるとは限らないことがあります。

<事例>

息子と二人暮らしをしている高齢の女性の方がいました。息子は朝早く仕事へ行き、夜遅くに帰宅する生活をされていたようです。女性は身体機能の低下によりご自分でトイレへ行くこともままならず、這うようにしてトイレへ行き、間に合わないことも多々あったようです。

室内やベット周辺は尿臭もみられていました。散らかった室内をヘルパーに見られることのはずかしさで繰り返し「ごめんね。こんな汚い所にきてもらって。息子が仕事で忙しいから片付けもできない。ゴミ出しもできなくて…。言えば怒鳴られるから怖い。」と毎回のように言われていました。

ヘルパー支援の目的として、本人の食事準備と排泄介助となっていました。冷蔵庫内に食材はあるものの、賞味期限の切れた肉や魚、傷んだ野菜など多数あり、炊飯器には数日前に炊いたような変色したご飯が入っていることもありました。訪問の度に食材の処分、調理支援をできるように購入をお願いしていました。息子の慣れない家事だったので、繰り返し連絡ノートで伝えていく事で必要な食材・調味料の準備をしてもらいどうにか昼食の準備をすることが少しずつできるようになっていきました。また、訪問の度にトイレ介助をしパット交換をしていき、ケア用品に対してもアドバイスをしていくことで尿臭もなくなり生活を改善することができたと思います。

「介護・世話の放棄や放任（ネグレクト）」は、「意図的かどうかを問わず、介護や生活の世話をしている家族がそれを放棄や放任をし、生活環境や身体・精神的状態を悪化させること、劣悪な住環境のなかで生活させること」とあります。

家事を母親が担っていた場合、その母親が要介護状態になれば同居の息子にとっては慣れない家事・介護・仕事と多くのストレスを抱えることとなるでしょう。

しかし、介護者が気づかないうちに意図的でなくてもそうでなくとも虐待をしている可能性があることを忘れてはいけません。

訪問介護では時々こういったケースがみられることがあります。「虐待」とならないよう、未然に防ぐことができればと思っています。



居宅介護支援センター高喜苑事例

私たち介護支援専門員は「個人の尊厳の保持」「基本的人権の擁護」を念頭に置き、その方の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援しています。日頃私たちが関わらせていただく利用者様の生活環境や家族背景は様々で、それまでの生活歴や価値観もそれぞれです。そんな中、時には介護の状況が適切であるか悩む場面もあります。一生懸命に介護を頑張るが故に起きてしまった出来事もありました。

お母さん他界後、80代のお父さん(利用者様)の介護をするために同居を始めた50代の息子さん。失業し実家に帰り、お父さんの介護に熱心に取り組まれました。デイサービスと福祉用具のレンタルサービスを利用。1年くらい経った頃、徐々に息子さんの介護の状況に変化がみられ始めました。デイサービス入浴時にあざや皮膚剥離を発見するようになり、息子さんに伝えると「食べなかったり、食べるのが遅かったり。排泄の世話が大変。抵抗したので押さえた。」とのこと。デイサービス担当者と連携を図り状況観察し、レスパイトのためにもショートステイの利用等を提案しましたが拒否。事態はエスカレートする一方でした。

私たちは職務上このような事態を発見しやすく、利用者様の尊厳を保持し、権利擁護を実践する重要な立場にあり、通報の義務もあります。

その後、包括支援センターへ相談。また、普段から関わりのある病院の医師にも要所要所で対応いただきました。各サービス事業所担当者との情報共有と連携を図り、利用者様と息子さんへの支援をどのようにしていけばよいか包括支援センターの方も交え話し合いの場を設けました。他のご家族の助言や支援も受け、利用者様と息子さんの同意のもと施設入居の運びとなりました。

家族を大事にしたいという思いと裏腹に、介護の期間が長くなるほど介護する側も受ける側も不安や孤独を感じ、孤立しやすい状況になります。

ひとりで抱え込まないこと、だれかに相談できることが大切です。

誰もが直面するかもしれない問題です。地域の力も大きく、まわりにもし困っている方や気になる方がいらっしゃったら、相談窓口にお知らせいただくことも解決の大きな一歩になるかもしれません。私たちもその窓口のひとつとして機能していけたらと思います。



健康寿命を延ばす

食事

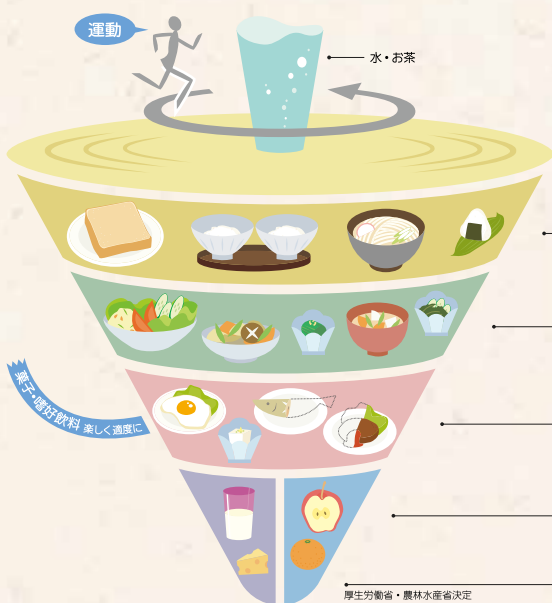
前号では、健康寿命(健康上の問題で、日常生活が制限されることなく生活できる期間)を延ばすために運動が大切であるとお伝えしました。今号では、食事についてお伝えしていきたいと思います。

まず、日本人の平均寿命が延伸し、世界でも高い水準を示していることには、日本人の食事が一助になっていると考えられています。日本は気候と地形の多様性に恵まれており、季節ごとの旬の食べ物、地域ごとの産物があり、年月をかけて人々の知恵によってよい食文化がはぐくまれてきました。「健康な食事」は、古来からの日本の食文化や食事の特徴を生かして、多様な食べ物を組み合わせることで、おいしく楽しく食事をとることがバランスの取れた食生活をおくることとなります。「健康な食事」は、特定の栄養素や特定の成分を指すものでも、健康に良いという文句で出回っている特定の食品を指すものではなく、毎日の食事が大切なのです。

では、健康の保持のために必要とされる食事とは何でしょう。基本は“主食・主菜・副菜”の組み合わせになります。主食とは、ごはん、パン、麺類など炭水化物を多く含み、エネルギーのもととなるものです。食事全体を決める中心となるものです。主菜とは、魚、肉、大豆製品などを使ったおかずといわるもので、タンパク質や脂質を多く含みます。食材や量、調理方法などで栄養素量に大きく影響します。副菜とは、野菜などを使った料理で、ビタミンやミネラル、食物繊維などを多く含みます。食事全体の彩りを豊かにします。それ以外にも食事全体にゆとりやうるおいを与えてくれる、汁物、飲み物、牛乳、果物などを1日全体のバランスを考えて取り入れるとよいでしょう。

「健康な食事」とは、健康な心身の維持に必要とされる栄養バランスを基本とする食生活が無理なく持続している状態を意味します。ただ、「健康な食事」にはおいしさや楽しさを伴っていることが大切です。食事のおいしさや楽しさは、食材の調理の工夫、食の好み、食事の場面など幅広い要素から形成されます。食事の時間が楽しくないと食も進まず、栄養バランスのいい食事でも無駄になってしまいます。楽しい食生活を送ることが「健康な食事」の第一歩かもしれませんね。

(厚生労働省 日本人の長寿を支える「健康な食事」リーフレット参照)



食事 バランスガイド

あなたの食事は大丈夫？

1日分	料理例
想定エネルギー量 2,200kcal±200kcal(基本形) 5-7 主食(ごはん、パン、麺) つ(SV) ごはん(中盛り)だったら4杯程度	1つ分 = ごはん小盛り1杯 = おにぎり1個 = 食パン1枚 = ロールパン2個 1.5つ分 = ごはん中盛り1杯 = 2つ分 = うどん1杯 = もりそば1杯 = スライスブライザー
5-6 副菜(野菜、きのこ、海藻料理) つ(SV) 野菜料理5皿程度	1つ分 = 野菜サラダ = きゅうりとわかめのお浸し = 豚汁 = ほろおろし豆腐のお浸し = ひじきの煮物 = 煮豆 = きものコンチー 2つ分 = 野菜の煮物 = 野菜炒め = きのこの煮物 = きのこのコンチー
3-5 主菜(肉・魚・卵・大豆料理) つ(SV) 肉・魚・卵・大豆料理から3皿程度	1つ分 = 冷蔵 = 納豆 = 目玉焼き1皿 = 焼き魚 = 魚の天ぷら = まぐろとわかめ料理 3つ分 = ハンバーグステーキ = 鶏肉のしょうが焼き = 鶏肉のから揚げ
2 牛乳・乳製品 つ(SV) 牛乳だったら1本程度	1つ分 = 牛乳コップ半分 = チーズ1かけ = スライスチーズ1枚 = ヨーグルト1/4カップ = 2つ分 = 牛乳瓶1本分
2 果物 つ(SV) みかんだったら2個程度	1つ分 = みかん1個 = りんご半分 = かき1個 = 梨半分 = ぶどう半房 = 桃1個

*SVとはサービング(食事の提供量の単位)の略

敬老会

～長寿を敬い～

敬老の佳き日、ご長寿のお慶びを心から申しあげます。

常日頃からアドバイスをいただき、人生の大先輩にいつも感謝いたしております。

八八歳の米寿を迎えられた方には、鹿児島市よりお祝いも頂きました。

いつまでもご壮健であり、日々をお過ごしになることをお祈りいたします。

グループホーム武岡ハイランド



鹿児島市より米寿のお祝いを頂きました



ボランティアの慰問

グループホーム武岡五丁目



ご家族と共に・・・



お祝いのお弁当



心ばかりのプレゼント

特別養護老人ホーム 高喜苑



所長よりお祝いです



太鼓によるお祝い



子どもの慰問に笑顔があふれます

シルバーフラット武岡台



素敵な笑顔ですね



お祝いのお魚!



刺身にして頂きました

なでしこの杜



米寿のお祝いを頂きました



ボランティアによる踊りのお祝いです。



〈基本理念〉 「救療済生」の済生会精神に則り、福祉に貢献する。

〈基本方針〉

1. 私達は、利用者から信頼され、満足していただける介護・福祉を目指して、常に利用者の立場に立ち、利用者の気持ちになって介護を行います。
2. 私達は、利用者の権利を尊重し、その意思に添えるよう努めます。
3. 私達は、常に利用者の安全に気を配り、安心して介護が受けられるように努力します。
4. 私達は、最新の介護知識や介護技術の習得に研鑽します。
5. 私達は、地域の人々と交流を図り、人々が求めている要望に応えられるよう努力します。

〈利用者の権利〉

1. その人格を尊重される権利があります。
2. 社会的地位・国籍・人種・宗教・性別などにより差別を受けることなく、公正・平等に介護を受ける権利があります。
3. 自分が受けている介護に関するすべての情報について知る権利があります。
4. 自分に関するすべての個人的情報を守ってもらう権利があります。

特別養護老人ホーム 高喜苑

〔介護老人福祉施設・短期入所生活介護事業所〕

〒890-0031 鹿児島市武岡5丁目51番10号

TEL 099-284-8253 **FAX** 099-284-8252

シルバーフラット武岡台

〔軽費老人ホーム／ケアハウス〕

〒890-0022 鹿児島市小野町2427番地2

TEL 099-283-6870 **FAX** 099-283-6871

済生会なでこの杜

〔サービス付き高齢者向け住宅〕

〒890-0022 鹿児島市小野町2427番地2

TEL 099-202-0710 **FAX** 099-283-4733

指定居宅介護支援センター高喜苑

〔指定居宅介護支援事業所〕

〒890-0022 鹿児島市小野町2427番地2

TEL 099-283-4737 **FAX** 099-283-4733

グループホーム武岡5丁目

〔認知症対応型共同生活介護事業所〕

〒890-0031 鹿児島市武岡5丁目16番23号

TEL 099-282-6081 **FAX** 099-283-3533

グループホーム武岡ハイランド

〔認知症対応型共同生活介護事業所〕

〒890-0022 鹿児島市小野町2427番地2

TEL 099-283-7231 **FAX** 099-283-7232

武岡台デイサービスセンター

〔指定通所介護・予防型通所介護事業所〕

〒890-0022 鹿児島市小野町2427番地2

TEL 099-283-6880 **FAX** 099-283-6872

済生会ヘルスサポートセンター武岡

〔ミニデイ型通所介護・運動型通所介護事業所〕

〒890-0022 鹿児島市小野町2427番地2

TEL 099-283-6880 **FAX** 099-283-6872

なでしこ訪問看護ステーション

〔指定訪問看護事業所〕

〒890-0022 鹿児島市小野町2427番地2

TEL 099-281-9292 **FAX** 099-283-4733

ホームヘルプステーション 高喜苑

〔指定訪問介護・予防型訪問介護事業所〕

〒890-0022 鹿児島市小野町2427番地2

TEL 099-283-6875 **FAX** 099-283-6876

済生会サポートセンターなでしこ

〔定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所〕

〒890-0022 鹿児島市小野町2427番地2

TEL 099-283-6875 **FAX** 099-283-6876

訪問入浴センター 高喜苑

〔指定訪問入浴介護事業所〕

〒890-0022 鹿児島市小野町2427番地2

TEL 099-283-4731 **FAX** 099-283-4733

訪問給食センター 高喜苑

〔鹿児島市委託事業所・配食事業〕

〒890-0031 鹿児島市武岡5丁目51番10号

TEL 099-283-4730 **FAX** 099-284-8255

鹿児島県済生会

〔支部〕

〒890-0031 鹿児島市武岡5丁目51番10号

TEL 099-210-5460 **FAX** 099-210-5560

編集 後記

ラグビーワールドカップで、選手の戦う姿に勇気と感動をもらっております。
鹿児島にも短い秋が訪れコスモスが咲き、紅葉が始まりました。
風邪やインフルエンザに注意して今年を乗り切りたいです。